

(2015 年農林業センサス)

審査メモ

1 調査事項の追加、変更等

(1) 農林業経営体調査票

「【2】世帯」－「2 満15歳以上の世帯員について」－「③出生の年月」

《設問の内容を変更》

15歳以上の世帯員等の年齢について、調査基準日時点の満年齢の把握から出生年月の把握に変更する。

【改正案】					【2010年調査】									
③ 出生の年月 該当する元号と出生の年月を 記入してください。														
元号				出生の年月										
	明治	大正	昭和	平成	年	月								
世帯主	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
世帯員1	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
世帯員7	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

①	世帯主	世帯員1	世帯員2	世帯員3	世帯員4	世帯員5	世帯員6	世帯員7
③	満年齢 (2月1日現在の年齢)	(歳)						

(新旧対照表：I-5 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、家族経営の農林業経営体における満15歳以上の世帯員等の年齢を把握するためのものであり、調査する内容を、従来の各世帯員等の調査基準日（2月1日）時点の満年齢から生年月に変更することとしている。

これについては、これまで報告者が記入に当たって必要であった調査基準日時点における満年齢の計算作業を不要とするものであり、報告者の負担の軽減につながるものの、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- 満年齢の把握から生年月の把握に変更することに伴い、結果表章はどうなるのか。統計の継続性の観点から、調査実施者において基準日時点の満年齢に換算した結果表章を作成するのか確認しておく必要があるのではないかと。
- 把握する情報について、従来の調査基準日（2月1日）時点の満年齢から生年月に変更することにより、これまでとは異なる切り口で構造面の実態の把握に取り組むなど、調査結果の更なる利用の向上を図る検討を行うべきではないかと。

「【2】世帯」－「2 満15歳以上の世帯員について」－「⑦経営主等」

《調査項目の追加》

世帯に関する調査項目について、新たに「経営主とともに経営方針の決定に関わっている」を追加する。

【改正案】			【2010年調査】																																						
<p>⑦</p> <p>農業経営または 林業経営の</p> <p>経営主である</p> <p>経営主とともに 経営方針の決定 に関わっている</p> <p>経営の後継者である (予定者を含む)</p> <p>必ず1人に</p> <p>該当する方 すべてに</p> <p>1人に</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>7</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>世帯主</th> <th>世帯員 1</th> <th>世帯員 2</th> <th>世帯員 3</th> <th>世帯員 4</th> <th>世帯員 5</th> <th>世帯員 6</th> <th>世帯員 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧</td> <td>農業または林業の経営主及び後継者について</td> <td>経営主</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>経営の後継者</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>								①	世帯主	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4	世帯員 5	世帯員 6	世帯員 7	⑧	農業または林業の経営主及び後継者について	経営主	1	1	1	1	1	1	1	1			経営の後継者	2	2	2	2	2	2	2	2
①	世帯主	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4	世帯員 5	世帯員 6	世帯員 7																																	
⑧	農業または林業の経営主及び後継者について	経営主	1	1	1	1	1	1	1	1																															
		経営の後継者	2	2	2	2	2	2	2	2																															

(新旧対照表：I-9 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、家族経営による農林業経営体において経営に参画している者の属性を把握するものであり、従来の「経営主」及び「経営の後継者（予定者も含む）」に新たに「経営主とともに経営方針の決定に関わっている」を追加することとしている。

これについては、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえ、経営に積極的に関わっている女性農業者の実態や、その有無による経営展開の相違等を把握することにより、今後の女性の能力の積極的な活用に関連する施策の検討に当たって必要な情報を把握しようとするものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- 1 調査票に、「経営主とともに経営方針の決定に関わっている」者の定義について、「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針の決定に参画している者」と注記しているが、報告者が紛れなく判断し、記入する上で紛れの無い適切な表現となっているか。
- 2 調査結果から、①女性農業者であり、後継者である者、②女性農業者であるが、後継者でない者、③男性農業者であり、後継者である者、④男性農業者であるが、後継者でない者など多様な情報が得られることから、これまでとは異なる切り口で構造面の実態の把握に取り組むなど、調査結果の更なる利用の向上を図る検討を行うべきではないか。

(参考) 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)(抄)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

② 人材の育成・確保等

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する。

「【4】農業経営の雇用」－「1 常雇い」

《調査項目の追加》

過去の1年間に農業経営のために常雇いした人について、年齢階層別の男女別の人数を把握する調査項目を追加する。

【改正案】				【2010年調査】			
	実人数(人)		従事日数の合計(人日)		実人数(人)		従事日数の合計(日)
男	317		318	男	323		324
女	319		320	女	325		326

該当する年齢別の実人数を記入してください。

	男		女	
	実人数(人)		実人数(人)	
15～24歳	323		324	
25～44歳	325		326	
45～64歳	327		328	
65歳以上	329		330	

(新旧対照表：I-13 ページ上段)

(審査結果)

本調査事項は、地域における雇用創出や新規就農者の獲得のための新規就農・経営継承総合支援事業等の施策を検討するに当たり必要な情報を得るため、農林業経営体が雇用した(常雇いした)者について、新たに年齢階層別の人数を把握するものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- 1 「常雇いした人」を「あらかじめ7か月以上の契約で雇った人」と定義している理由はなにか。他の産業統計との比較可能性の観点から見直す必要はないか。
- 2 「15～24歳」、「25～44歳」、「45～64歳」、「65歳以上」としている年齢階層区分は結果利用の観点から妥当なものか。また、地域における雇用や労働の実態を分析するに当たって、他の行政記録情報や統計調査の結果と合わせて分析することを想定した場合において妥当なものか。
- 3 20歳きざみとなっている「25～44歳」を「25～34歳」及び「35～44歳」に、「45～64歳」を「45～54歳」及び「55～64歳」といったように細分化して把握したほうがより有用性の高い情報が得られると考えるが、その余地はないのか。

(参考) 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)(抄)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

ウ 法人経営の育成・確保

農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る。

② 人材の育成・確保等

ア 新たな人材の育成・確保

意欲ある多様な農業経営が展開されるよう、幅広い人材の育成・確保を推進する。その際、農業者子弟の後継者としての就農、雇用される形での就農、四年制大学等多様な学歴を持つ非農家出身者の就農、中高年齢層の帰農等、就農形態や経路が多様化していることに対応し、それぞれの就農形態・経路に即した各種情報提供、農業高校や農業大学校等における人材育成、農業法人や海外等での実践的な研修等を支援する。

「【5】土地」－「経営耕地（田）の状況」

《調査項目の追加》

調査項目に、新たに「そのうち、飼料用に稲を作った田」を追加する。

【改正案】		【2010年調査】	
		(ha) a	
		(町)(反)(畝)	
稲を作った田 (主食用米、加工用米、米粉用米)	407		
そのうち、裏作物を作った田 (二毛作を行った田)	408		
稲以外の作物だけを作った田	409		
そのうち、飼料用に稲を作った田 (飼料用米、ホールクroppサイレーj用稲など)	410		
何も作らなかった田(休耕地)	411		

(新旧対照表：I-14 ページ)

(審査結果)

本調査事項は、農林業経営体が経営する田における作物の作付状況を把握するものであり、新たに飼料用に供される稲の作付けの実態を把握するために事項を追加することとしている。

具体的には、飼料用に供される稲(「青刈り用稲」、「ホールクroppサイレーj用稲^(注)」(以下「WCS用稲」という。))、「飼料用米」については、近年、その作付面積が戦略作物に位置付け手厚い支援を行ったことなどから下表1のとおり、平成21年産から24年産で、1万5,000haから6万haと約4倍に拡大しており、今後も更に生産の拡大が見込まれ、水田活用の動向を把握する上で重要なデータであることから、その実態を把握するため、「稲以外の作物を作った田」の内訳として、「そのうち、飼料用に稲を作った田」を追加するものこととしている。また、これに伴い、下表2のとおり、従来、「稲を作った田」の中に計上していた「飼料用米」について、「稲以外を作った田」の中に計上することとしている。

しかしながら、今回の変更にあたっては、統計の継続性の確保の観点から、更なる検討を行う必要がある。

(注) ホールクroppサイレーj用稲とは、稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料で、稲発酵粗飼料ともいう。

(論点)

飼料用米については、従来、「稲を作った田」の実績として計上しているが、今回、その内訳について変更することから、データの継続性に問題が生じるのではないか。従前の調査結果との時系列比較に問題がないよう、結果表章上の措置を講じることとしているか。

表1 飼料用に供される稲の作付状況 (単位:ha)

区分	平成 21 年産	平成 24 年産
青刈り用稲	10,947	369
WCS用稲		25,672
飼料用米	4,123	34,525
合計	15,070	60,566

(農林水産省資料による)

表2 経営している田の作付面積の品目内訳の変更

調査項目	2015年センサス	2010年センサス
稲を作った田	・食用の水稲	・食用の水稲 ・飼料用米 (①)
うち、裏作物を作った田	(変更なし)	(変更なし)
稲以外を作った田	・水稲以外の食用の作物 ・飼料用米 (①) ・WCS用稲 (②) ・青刈り用稲 (③)	・水稲以外の食用の作物 ・WCS用稲 (②) ・青刈り用稲 (③)
うち、飼料用に稲を作った田	・飼料用の稲 (上記の①、②、③)	(新規)
何も作らなかった田	(変更なし)	(変更なし)

「【7】販売を目的とした農産物の生産」－「1 農作物の生産」－「工芸農作物」

《調査項目の変更》

「工芸農作物」について、全体の作付け（栽培）のべ面積を記入した後、作付け（栽培）品目を記入する形から、個別品目別に作付け（栽培）のべ面積を記入する形に変更する。

【改正案】

1 過去1年間に販売を目的として作付け（栽培）したのべ面積（けい畔は含めません）を記入してください。（はじめから販売を目的とせず、自給用に作付け（栽培）した面積は含めないでください）

工芸農作物	品目	面積	(ha)		(a)	
			(町)	(反)	(町)	(畝)
	さとうきび	519				
	たばこ	520				
	茶	521				
	てんさい(ビート)	522				
	こんにゃくいも	523				
	その他の工芸農作物	524				

【2010年調査】

1 過去1年間に販売目的で作付けた作物の作付け（栽培）のべ面積を記入してください。（けい畔は含めません）

品目	面積	(ha)	(a)
		(町)	(反)
工芸農作物	417		

3 販売目的で作付け（栽培）したすべての品目に○を記入してください。

さとうきび	418	1	てんさい(ビート)	421	1
たばこ	419	1	こんにゃくいも	422	1
茶	420	1	その他の工芸農作物	423	1

(新旧対照表：I-20 ページ)

「【7】販売を目的とした農産物の生産」－「1 農作物の生産」－「野菜類」

《調査項目の変更》

- 「野菜類」について、類別の作付け（栽培）のべ面積を記入した後、作付け（栽培）品目を記入する形から、個別品目別に作付け（栽培）のべ面積を記入する形に変更する。
- 調査対象品目については、指定野菜 14 品目、特定野菜のうち生産額の高いものに限定し、生産額の低い 22 品目を「その他の野菜」として統合する。